

# 令和7年 4月度新潟県月例競技会

開催日：令和7年4月15日(火)

開催コース：中条ゴルフ俱楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2罰打)」となる。

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

### 2. ペナルティーエリア(規則 17)

14番ホールにあるペナルティーエリアの中に球がある場合(見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まつたことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で：

- ・規則 17.1に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3に基づく救済エリアである。

### 3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則 16)

#### (a) 修理地

- (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- (2) グリーンの前後のフェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤードージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

#### (b) 動かせない障害物

- (1) 排水溝
- (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
- (3) 複数の動かせない障害物が接している場合、それらはひとつの動かせない障害物として扱われる。
- (4) 動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
- (5) 道路に隣接するわだちはその道路の一部とみなす。

### 4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり異常なコース状態として扱われる。規則 16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

### 6. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

### 7. クラブと球の規格

(a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。このローカルルールの違反に対する罰:失格

### 8. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 を適用する。

### 9. プレーの中止と再開(規則 5.7)

#### (a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかつた場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中止(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中止と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中止 : 3 回の短いサイレン

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン

と同時に、カート無線及び本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

## 10. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

・終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。

・終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

## 11. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰: 違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

## 競技の条件

### 1. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

### 2. 競技終了時点

委員会の作成した成績表が競技委員長より発表された時点をもって終了したものとみなす。

## 注意事項

- 球がグリーン上にある場合、グリーンリーディング資料(ヤーデージブック、カートナビ等)の制限に違反した資料をプレーの線を読む支援として使用すると規則 4.3 の違反となる。
- プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
- コース内に於ける携帯電話の使用は原則禁止とする。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 50 球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1 人 3 個まで)。

競技委員長 源川 勝彦

## 距離表

HoleNo.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	男子	400	528	170	352	500	360	394	184	380	3,268
	女子	345	446	141	300	456	360	338	115	305	2,806
Par	4	5	3	4	5	4	4	3	4	36	

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
389	503	160	370	371	530	164	405	377	3,269	6,537
334	467	129	324	349	446	117	340	321	2,827	5,633
4	5	3	4	4	5	3	4	4	36	72